

# 社労士研究助成制度 募集のご案内

「働き方改革関連法」が順次施行され、国民から社労士に対して向けられる労働管理の専門家としての期待が一層高まっていることは、皆様も常日頃から感じておられることと存じます。一方で、コロナ禍における経済社会活動の大きな変化の中で、制度設計だけでは解決できない経営者・労働者双方の「働き方」に対する意識改革の必要性や人材育成に関する問題など、社労士として考えるべき課題が山積していることも事実です。

また、社会保障分野においても、少子高齢化や多様なライフスタイルに対応した、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障制度」への取り組みが加速する中で、制度の正しい情報発信のあり方など、「働き方改革」と同様に問題意識をもって目を向けなければなりません。

「労働」「社会保障」に関する専門職能を有する社労士として、これらの課題に対し常に問題意識をもち、「どうあるべきか」を考え、社労士会内外に発信していくことが強く求められていると考えます。

そのような状況下、連合会では、日々研鑽を積まれている皆様を支援するため、昨年に引き続き研究

助成制度を設けることいたしました。

本制度は、年に1度研究費の助成希望者を募集することとしており、ご提出いただいた研究計画書等の申込書類に基づき、連合会に設置する「社労士社会政策研究会運営委員会」の委員に有識者を加えたメンバーで選考を行います。選考を通過した研究につきましては、その成果を提出期限までにご提出いただき、内容について審査の上、「可」とされたものにつきましては、研究助成費が支払われることとなります。

つまり、「入口」である申請書類での選考と、「出口」である研究成果の内容の審査、2つの閑門を通過してはじめて研究助成費が支払われる仕組みとなっております。

また、本制度は、助成費が支払われるだけでなく、連合会ホームページ等での公開や製本版を作成し配布するほか、「社労士社会政策研究会」で研究報告を行っていただくことも想定しております。

ぜひ、本制度の趣旨にご賛同いただき、奮ってご応募いただければ幸いです。

## 令和3年度 社労士研究助成制度応募要領

### 1. 対象者

社会保険労務士で、「労働法制・労務管理」「年金・社会保障」に関する領域を研究する個人またはグループ(グループの場合、全員が社会保険労務士であることとする。)

### 2. 募集テーマ

①「労働法制・労務管理」もしくは、②「年金・社会保障」に関するもの

### 3. 研究助成費

20万円

### 4. 研究助成の申請方法

研究助成申請書（様式1号）及び研究計画書（様式2号）に必要事項を記入し、2021年2月26日(金)までに、全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構宛にEメールで送信してください（Eメール受信時刻が期限内であること。提出期限を過ぎたものは一切受け付けません。）。

なお、申請書様式は、連合会ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

▶申請書類送付先アドレス：souken@shakaihokenroumushi.jp

## 5. 選考結果の通知

連合会に設置する「社労士社会政策研究会運営委員会」（以下「運営委員会」という。）による厳正な選考のうえ、2021年3月31日(木)までに申請者全員に選考結果を通知いたします。

### ＜選考基準＞

1. 社労士法1条の精神に照らし、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献する内容であるか。
2. 先見性に富んだ内容であるか。
3. 実現性のある研究計画であるか。

## 6. 研究成果（論文）の提出

選考の結果、研究助成の対象となった場合、研究成果（論文）を、全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構宛に提出していただきます（下記7参照）。提出期限は、2022年3月31日(木)必着とします。

### ①文字数

30,000～100,000字程度

※句読点は文字数にカウントしてください。

※参考文献は、必ず明記してください。なお、文末に参考文献を列記する場合、文字数のカウント外としてください（文末に文字数を明記してください）。

### ②提出形式

パソコンで作成し、A4判横書でプリントアウトし、提出してください。

### ③その他

執筆要領（詳細）については研究助成の対象となった方に別途お知らせします。

## 7. 研究成果（論文）の提出先

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10階

※郵送の場合、封筒の表面左下に「研究成果（論文）在中」と記入すること。

## 8. 研究成果（論文）の審査

提出いただいた研究成果（論文）は、以下の評価基準に基づき、運営委員会において厳正に審査いたします。審査の結果は、連合会から直接通知いたします。

### ＜研究成果（論文）の審査基準＞

1. 設定したテーマにおける先行研究を十分に踏まえているか。
2. 説得力のある論理展開をしているか。
3. 新たな知見を提示しているか。
4. 研究目的が達成されているか。
5. 誤字脱字の有無、文章表現の巧拙等や、執筆要領に即した論文となっているか。

## 9. 研究助成費の支払

運営委員会における審査において、「可」とされたものについては、研究助成費が支払われます。審査結果によっては、若干の加筆、修正等を条件に、研究助成費を支払うこととする場合があります。

なお、研究助成費は原則研究代表者に一括して支払われますが、グループ研究については、研究代表者が指定する割合で支払うことも可能です。

## 10. 研究成果（論文）の公表

研究成果（論文）については、その旨の要旨等を、『月刊社労士』や当連合会のホームページ等で公開するほか、製本版を都道府県社会保険労務士会等へ寄贈するとともに、研究助成対象者については、連合会が主催する「社労士社会政策研究会」にご登壇いただき、研究報告を行っていただくことを想定しています。

## 11. 留意事項

- ① 以下ア～ウのものは対象外とします。
  - ア. 他の助成制度から助成されているもの、若しくはその予定があるもの。
  - イ. 他の機関に既に提出されたもの、若しくはこれから提出するもの（修士論文等）。
  - ウ. 過去に本助成制度において既に選考を受けたもの（助成対象、助成対象外に同じ）。
 なお、上記ア～ウに該当するものと同一のテーマに関するものであっても、新たな研究と認められるものについては、応募対象とします。その場合、ア～ウに該当する研究と新たな研究の相違点を明示すること。
- ② 1人（1グループ）につき、同一年度での応募可能点数は1点とします。
- ③ 連続して応募することは可能ですが、新規応募者を優先します。
- ④ 選考及び審査結果に関する照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### ＜助成制度申請から助成費支払いまでの流れ＞

